

市町村における包括的な支援体制整備実践支援事業業務委託  
事業者選定に係る審査基準

## 審査対象事項

審査項目	審査基準	配点 ①×②	基本 点数 ①	評価 係数 ②
1. 効果的な業務の企画 (60点)	① 市町村等への現場密着型支援を効果的に実施するため、市町村等と密に連携し、地域の実情及び対象ニーズを的確に把握するための具体的な提案となっているか。	20点	5点	4
	② 包括的な支援体制の整備に向けた市町村等の課題を把握・分析するための効果的な手法や調査項目が具体的に示されているか。	10点	5点	2
	③ 研修の実施にあたり、地域共生社会の理念や包括的な支援体制の整備の必要性を理解することができるテーマや内容が具体的に示されているか。	10点	5点	2
	④ 市町村等相互の意見交換会の実施にあたり、市町村等の取組状況や課題について理解を深めるとともに、市町村等が抱える課題の解決につながる構成となっているか。また、各回のテーマや内容が具体的に示されているか。	20点	5点	4
2. 実施体制 (20点)	① 業務を遂行する上で、県内の地域福祉の特性に精通しており、豊富な支援経験を持つ担当者を配置するなど、業務を適切に実施できるものであるか。	20点	5点	4
3. 業務スケジュール (10点)	① 各項目及び全体の実施スケジュールは、内容が具体的に示されており、業務を効果的に実施できるものであるか。	10点	5点	2
4. 経費 (10点)	① 評価点数は、次の式により求める。 評価点数 = 10点 × (最も安価な見積額 ÷ 当該提案者が提示する見積額) ※小数点以下切り捨て	10点	-	-
	合計	100点		

- ・採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。
- ・提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。
- ・提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することとする。ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しない。

項目別配点

審査（評価）	配 点
極めて高い （極めて良好）	5
高 い （良好）	4
中 位 （普通）	3
やや低い （やや不十分）	2
低い （不十分）	1